

[事案 23-30] 死亡保険金請求

・平成 24 年 3 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

夫の死亡保険金を請求したところ、免責期間中の自殺に該当するとして支払を拒絶されたことに対し、不当であるとして、死亡保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

本契約は、夫婦連生保険からの見直しで、平成 19 年 1 月に、自分を被保険者とする転換契約と、夫を被保険者とする新契約の申込みを同時に行ったものだが、夫は、契約加入当時、精神疾患を患っていたので、自分ではなく、夫を転換契約の被保険者とするのが妥当であったのに、契約時には、きちんとした説明がなく、他の選択肢があるとの説明もなかった。このため、夫を被保険者とする新契約となったものであるから、契約どおりに死亡保険金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

被保険者の死亡は免責期間内の自殺に該当し、死亡保険金を不支払とすることについて、下記のとおり信義則上の問題は存在しないので、申立人の請求に応ずることはできない。

1. 申立契約は、顧客（夫婦）の要望もあり、連生保険からの転換契約の被保険者を妻とし、夫を新契約の被保険者としたものである。
2. 新契約の免責期間内の自殺免責については、注意喚起情報等を交付し説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は和解により解決を図るのが妥当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって終了した。

1. 前提事実

- ①申立人の夫は、平成 13 年に、夫を第一被保険者、申立人を第二被保険者とする連生保険に加入した。
- ②夫は、平成 14 年に精神疾患で入院し、本件連生保険より給付金の支払いがなされた。
- ③本件連生保険は、平成 19 年 1 月に申立人を契約者兼被保険者とする単生保険に転換手続きがなされた。
- ④夫は、申立人と同じ約款の保険商品への新規加入を申込み、医師の診査を受けたが、同年 2 月に保険料が支払われ、申立契約の責任開始日は 2 月となった。夫の新規契約の申込みは、保険会社において、一度は不受理となったが、募集人の再申請により、受理された経緯がある。
- ⑤申立契約の約款によると、給付金を支払わない場合として、責任開始日から起算して 3 年以内の自殺が規定されている。

⑥夫は、責任開始日から起算して3年以内の平成22年1月に自殺により亡くなった。

2. 申立人の主張について

申立人が死亡保険金の支払いを求める法的根拠は、転換手続は錯誤無効（民法95条本文）であるとして本件連生保険に基づく請求、または夫を被保険者とする新契約（申立契約）に基づく請求に対して保険会社が自殺免責の主張をするのは信義誠実の原則（民法1条2項）に反するとの主張と解される

(1) 錯誤無効について

申立人は、事情聴取において、保険に関しては夫に任せていたと陳述しており、本件連生保険の見直しは、夫と募集人との間で進められたことが認められるので、夫の錯誤の存否を判断する必要があるが、既に夫は亡くなっていることから、募集時の状況を確認することができず、他に夫の錯誤を認めることができる証拠はない。

(2) 信義誠実の原則違反について

信義誠実の原則は、法律上の要件を一般的・抽象的に定めた規定（一般条項）であるため、当事者の一方である夫より事情を確認できない本件においては、保険会社の自殺免責の主張が信義誠実の原則に反するとまで認定することは困難といわざるを得ない。

3. 和解について

以上のとおり、申立人の主張を認めることはできないが、本件の解決には、以下の事情を斟酌する必要があると考える。

(1) 本件連生保険について、契約者名義変更をした上で、申立人を被保険者とする単生保険に転換手続がなされ、夫については新規契約がなされた理由につき、事情聴取において募集人に確認したところ、「成績面が非常にありました」などと陳述しており、募集人の成績の向上が主な理由であったと認めることができる。（募集人の成績の向上という理由自体を否定するものではないが、契約者の利益を損ねてまで認めることはできない）。

また、募集人は、事実確認はしていないが、夫は、自殺を図ったことがあると思っていたため、自殺免責について「くれぐれも3年以内は出ない」と説明した旨を陳述しており、募集人は、夫の自殺について懸念を有していたことが窺える。そして、募集人は、当時、転換後の契約においても、新規契約と同様に、3年以内の自殺が免責となると誤解していたことを認め、今回の契約は、募集人の「大きなミスリードです」と陳述し、正しく理解していれば、夫を被保険者とする転換契約と、申立人を被保険者とする新規契約をする選択があり得たとも陳述している。

(2) 以上の事情は、信義誠実の原則違反を基礎づける重要な事実といえるが、信義誠実の原則違反とまで評価することはできない。しかし、ADR（裁判外紛争処理手続）は、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図るなど、柔軟な対応が可能な紛争解決手段とされているところ、前記事情のみでは、信義誠実

の原則に違反するとは言えないにしても、看過し得ない事情と判断した。

【参考】

民法1条2項

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。